別紙１

ホテル・旅館における人材確保・育成事業業務委託
公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

１　業務の目的

本市の基幹産業で観光産業の中核であるホテル・旅館では，労働時間が不規則，休日勤務，きついなどマイナスイメージが大きく，求人を出しても応募者が少なく，慢性的な人材不足が続いており，市としても人材確保が大きな課題となっています。このまま人材不足が続けば，経営が困難となる宿泊施設も出てくることが予想され，本市の観光産業にとって深刻な状態となることが懸念されています。

今回，市では，これらの課題解決に向け，市の観光産業を支えるホテル・旅館の人材確保・育成を図るために，やりがいや魅力の発信，働き方改革に取り組み，業界のイメージアップに加え，課題の解消を図る目的で本事業を実施します。

受託者の選定にあたっては，本業務に対する考え方や提案力，本業務に関する全体的なコンサルティング力，類似団体等の実績，提案される企画の特性や実現性，本業務に臨む体制等を公平・公正に評価したうえで，事業者を選定する必要があるため，金額のみで判断する方法をとらず，公募型提案審査随意契約（プロポーザル）の方法により決定することとします。

２　業務の概要

⑴　件名

ホテル・旅館における人材確保・育成事業業務委託

⑵　業務内容

本業務は，実際にホテル・旅館で働く姿を見聞きすることで，これまで持っていたマイナスイメージを払拭し，やりがいと喜びを持ってホテル・旅館で働きたいという人材を確実に増やす取り組みを行います。また宿泊業関係者を対象とした研修会を開催し，働きやすい職場環境づくりのきっかけを作ります。詳細は，別紙２「ホテル・旅館における人材確保・育成事業企画提案書作成要領及び業務仕様書」を参照してください。

⑶　業務期間

契約締結日から平成31年３月８日（金）まで

⑷　提案上限金額

4,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※上限金額を超えた場合は失格とします。

３　参加資格要件

参加する場合は次に掲げる要件を全て満たすこととします。

⑴　地方自治法施行令167条の４の規定に該当しないこと。

⑵　本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

⑶　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

⑷　市町村税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑸　企画提案書一式提出期限時点において，指名停止を受けていないこと。

⑹　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。

⑺　参加をしようとする法人及びその役員並びに個人が，暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律 77 号）第２条及び指宿市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

４　スケジュール

内　容	日　時
公募開始日	平成 30 年５月 30 日（水）
質問の受付期限	平成 30 年６月 13 日（水）午後４時必着
参加表明に関する書類提出期限	平成 30 年６月 13 日（水）午後４時必着
企画提案書一式提出期限	平成 30 年６月 25 日（月）午後４時必着
審査委員会	平成 30 年７月上旬
優先交渉権者の決定	平成 30 年７月上旬
審査結果の通知	平成 30 年７月上旬
優先交渉権者との協議	平成 30 年７月上旬
契約締結	平成 30 年７月上旬
業務完了期限	平成 31 年３月８日（金）

５　提出書類と提出方法・提出期限

⑴　提出書類と提出期限

（ア）「平成 30・31 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録のある業者

	書類	部数	様式	提出期限
①	参加表明書	１部	様式第１号	平成30年６月13日(水) 午後４時必着
②	誓約書	１部	様式第２号	
③	募集要項及び仕様書に関する質問書	１部	様式第３号	
④	会社概要	１部	様式第４号	
⑤	企画提案書	９部	様式不問	平成30年６月25日(月) 午後４時必着
⑥	業務遂行体制図	９部	様式第５号	
⑦	類似事業実績	９部	様式不問	
⑧	見積書	９部	様式不問	

（イ）「平成 30・31 年度指宿市競争入札参加資格者名簿」に登録のない業者

該当する参加者は，前項の書類に加えて次の書類も併せて提出してください。会社設立１年未満の場合で，次の書類を提出できない時は，その旨を記載した理由書を提出してください（様式不問）。なお，次の書類は，全て，平成 30 年６月 13 日（水）までに提出してください。

	書類	部数	注意点
①	登記簿謄本（写し可）	１部	※３カ月以内に発行された最新のものを提出すること。 ※個人の場合は代表者身分証明書の写しで可。

②	市町村税等に関する納税証明書（写し可）	１部	※本店等分及び支店等分の双方を提出すること。 ※市町村税等とは，市町村税全般（市民税，固定資産税，軽自動車税等）東京都の特別税区にあたっては都税となる。 ※「市町村税に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は，直前２年度決算分に係る納税証明書を提出すること。
③	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	１部	※納税者のみ提出すること。 ※課税事業者は，３カ月以内に発行された最新のものを提出すること。 ※法人の場合は，「その３」または「その３の３」，個人の場合は「その３」または「その３の２」。
④	財務諸表または確定申告書の写し	１部	※法人の場合は，財務諸表の写し，個人の場合は確定申告書の写しとする。 ※最新のものを提出すること。
⑤	暴力団排除に関する誓約書	１部	※様式第７号を提出すること。

⑵　提出方法

本業務の受託を希望する者は，事前に電話連絡を行い，必要書類を郵送（受付期間内必着）又は持参により提出してください。

⑶　提出先

〒891-0497　鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所産業振興部観光課（指宿庁舎１階正面玄関横）

電話：0993-22-2111　内線 328

６　募集要項及び仕様書に対する質問

募集要項等に対して質問がある場合は，次の方法により問い合わせてください。

質問を行える者は，参加表明書を提出した者に限りますので，質問を行う場合は，必ず事前に電話連絡を行い，参加表明に関する書類を提出してください。

⑴　提出方法

質問書は様式第３号により，メールまたはファクシミリで問い合わせてください。

なお，参加表明書及び誓約書は前項のとおり提出してください。

⑵　提出期限

平成 30 年６月 13 日（水）午後４時必着

⑶　提出先

〒891-0497　鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所産業振興部観光課（指宿庁舎１階正面玄関横）

電話：0993-22-2111　内線 328　Fax：0993-23-4987

E-mail：kanko@city.ibusuki.jp

７　参加意志表明後の辞退

参加表明書提出後に，参加の辞退を希望する場合は，事前に電話連絡を行い，辞退届（様式第６号）を郵送又は持参により提出してください。

⑴　提出期限

平成 30 年６月 25 日（月）午後４時必着

⑵　提出先

〒891-0497　鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所産業振興部観光課（指宿庁舎１階正面玄関横）

電話：0993-22-2111　内線 328

８　企画提案書の作成要領

⑴　企画提案書

企画提案書は，原則，別紙２「ホテル・旅館における人材確保・育成事業企画提案書作成要領及び業務仕様書」を基に，それぞれ魅力ある企画をプラスした提案をしてください。提案は各社１提案のみとします。

なお，企画提案書一式（企画提案書，業務遂行体制図，類似事業実績，見積書）は原則Ａ４版（Ａ３は折り込み可），両面印刷とし，下段中央にページ番号をふり，ラベリングした後，チューブファイル等を活用し綴じてください。

⑵　見積書作成要領（様式不問）

本業務に係る見積額を提示してください。企画提案書の内容に基づき，積算内訳書は詳細に記載してください。金額の記載については，見積金額の 108 分の 100 の金額（いわゆる税抜き価格）を記載してください。

９　選定の方法

⑴　概要

事業者から提出された提案内容について，本市職員や関係機関で構成する審査委員会を開催し，公正・公平な審査により優先交渉権者及び次点の者を決定します。審査委員会は非公開とし，審査内容及び審査委員に関する情報は一切公表せず，決定した内容についての不服・異議申し立ては一切認めません。

⑵　審査方法

審査方法は書類審査とし，１業者，100 点満点として審査・採点を行い，全審査委員の審査項目における得点の総和が最も高かった者を優先交渉権者，第２位を次順位交渉権者とします。

⑶　優先交渉権者の決定

市は，審査委員会の審査結果に基づき，優先交渉権者と次順位交渉権者を決定し，各提案者あてに書面により結果の通知を行います。なお，審査内容や結果に対する質問や異議については，一切受け付けません。

⑷　優先交渉権者との協議

市は，優先交渉権者と，提出された提案書をもとに具体的な条件等の合意に向けた協議を行います。なお，優先交渉権者との協議が整わない場合や優先交渉権者が失格要件

に該当した場合には，市は優先交渉権者との協議を打ち切り，次順位交渉権者と交渉するものとします。

⑸　契約締結

市と優先交渉権者は，提出された提案書をもとに，本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は，契約の締結を行います。

⑹　失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合，その時点で市は当該提案者を失格とします。なお，審査項目のいずれかの項目において，著しく劣り「不適」と判断された提案は，総合点の如何にかかわらず，失格とする場合があります。

①提出期限を経過して提出された場合

②募集要項に定める事項に違反した場合

③提出書類に不備，又は明らかに虚偽の記載があった場合

④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

⑤その他，本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

10　その他

⑴　提出書類の取り扱い

提出された企画提案書等は返却しません。

⑵　参加に係る費用の負担について

提出書類の作成に係る費用は，事業者負担とします。

⑶　提出書類及び審査内容の公表について

提出された書類や審査の過程等は一切公表しません。

⑷　その他

本要項に定めのない事項については，事務局及び審査委員会等において協議し，決定するものとします。

11　問い合わせ先・提出先

〒891-0497　鹿児島県指宿市十町2424番地　指宿市役所

産業振興部観光課観光企画係　担当：花木

電話：0993-22-2111　内線328　Fax：0993-23-4987

E-mail：kanko@city.ibusuki.jp